

05543P-00 羊度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

43

住民税

▼
理論マスター

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

はじめに

住民税は、31回（昭和56年）税理士試験から新設された科目です。住民税とは、地方税の一租税であって、道府県民税及び市町村民税を総称したものです。

地方税に関しては、地方税法で税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収の基本的事項を定めており、地方税法は枠法としての性質を持っています。具体的には、納税者は、地方税法の範囲内で定めた地方団体の条例、規則その他の規定によって納税義務を負うことになります。

税法は一般に「一読して難解、二読して誤解、三読して混迷」といわれており、また、住民税は所得税法及び法人税法の制度の一部を引用していること等の理由から、理解しにくいという声を聞いていますが、本書（平成25年度の改正を考慮したもの）はやさしく、かつ十分に理解できることに主眼を置き、受験者を対象に税理士試験的目的を絞り構成しています。

住民税を受験するにあたって本書が少しでも参考になれば幸いです。

T A C 税理士講座

凡　　例

- (1) 平成25年4月現在の法令による。
- (2) 略語例は、おおむね次による。
 - 法 …………… 地方税法
 - 令 …………… 地方税法施行令
 - 規 …………… 地方税法施行規則
 - 取扱通知 …… 地方税法の施行に関する取扱についての取扱通知
- (3) 引用例は、次のとおりである。
 - 法 1①四 地方税法第1条第1項第四号
 - 取扱通知 ⑩ 2章十 地方税法の施行に関する取扱についての取扱通知
(市町村民税関係) 第2章 (市町村民税) 十

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示してあります。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示してあります。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習する上で重要な度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要な度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示してあります。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要な度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録してあります。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してありますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

—住民税を学習するに際して—

1. 短期間で合格する科目である

住民税独自の学習すべき内容は所得税等の国税に比べ約4分の1程度のものであるため、所得税及び法人税（主に所得税）の基礎知識を持つ受験生にとっては、短期間で充分合格できる科目である。合格する信念を持ち続けて学習すれば必ず栄冠を勝ち得ることができる。

2. 条文中心の学習

本書は道標でありテーマごとに関係条文を一つひとつ読み易くしたものである。その意義・内容を充分理解することが、税法攻略の早道であり、条文に始まり条文に終わる学習が重要である。

しかし、条文のなかには、長い文章の規定もあり、本試験対策用の暗記理論としてはボリュームが多くなってしまうために工夫をする理論もある。このような理論については各講義のなかで詳細を十分に解説することとする。

3. 学習上の理論の数及び受験対策上の理論の数

この理論マスターには、個人住民税・法人住民税の理論を合わせ39問掲載しているが、住民税の講義に関しては25問～30問程度の理解を要し、税理士試験受験上は15問～20問程度の暗記を要する。

C O N T E N T S

目 次

—個人住民税—

テーマ 1：納稅義務者等

1－1	納稅義務者	4
1－2	非課稅措置及び条例による減免	6
1－3	均等割（納稅義務・非課稅を除く）	8

テーマ 2：所得割の課稅標準等

2－1	所得割の課稅標準	12
2－2	株式の配当に係る配当所得がある場合における個人の住民税の課稅 関係	15
2－3	非居住者期間を有する場合の課稅所得の範囲及び課稅標準の算定	18

テーマ 3：所得控除

3－1	雑損控除	22
3－2	配偶者控除	24
3－3	扶養控除	26

テーマ 4：税額計算

4－1	税額控除	30
4－2	株式等に係る課稅の特例	37
4－3	源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割	40
4－4	居住用財産の譲渡所得に対する課稅制度	42

テーマ 5：申告等

5－1	個人住民税の申告	46
5－2	給与支払報告書等の提出等	50
5－3	扶養親族申告書	52

テーマ 6 : 徴収関係

6-1	道府県民税の賦課徴収	54
6-2	普通徴収	56
6-3	所得税に関して修正申告（更正若しくは決定を含む）があった場合、 普通徴収に係る分の徴収方法及び延滞金の徴収方法	58
6-4	給与所得者の給与所得に係る徴収方法	60
6-5	給与所得者の徴収方法	62
6-6	給与所得者が退職した場合における特別徴収税額の残額の徴収（退 職手当等に係る所得割を除く）	64
6-7	年金所得者の徴収方法	66

テーマ 7 : 退職特例

7-1	退職所得に係る課税の特例	70
-----	--------------	----

テーマ 8 : 利子割

8-1	利子割	74
-----	-----	----

－法人住民税－

テーマ 1 : 納税義務者等

1-1	納税義務者	80
1-2	公益法人等の納税義務	84
1-3	外国法人の納税義務	86

テーマ 2 : 法人税割の課税標準

2-1	法人税割の課税標準	90
-----	-----------	----

テーマ 3 : 税額計算

3-1	税額控除	94
3-2	分割法人の外国税額控除	98
3-3	利子割額の控除	99

テーマ4：申告等

4-1 申告納付（分割法人を除く）	102
4-2 修正申告納付	104
4-3 更正及び決定	106
4-4 法人税について更正を受けた場合の住民税の措置	108
4-5 分割法人の申告納付	110

テーマ5：その他

5-1 修正申告等に係る住民税の徴収猶予	114
5-2 提出期限の延長と延滞金	116

《参考》 税理士試験出題傾向	118
基本的法律用語	128

個人住民稅

テーマ1

納稅義務者等

テーマ1　納税義務者等

1-1 個人住民税の納税義務者

[ランクA]

1. 住民税の概要

重要度○

住民税とは、道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の総称である。

個人の住民税は、賦課期日において、道府県又は市町村に住所又は事務所等若しくは家屋敷を有することにより、所得割額・均等割額・利子割額・配当割額又は株式等譲渡所得割額によって課する。

2. 納税義務者（法24①⑦、294①）

重要度◎

(1) 道府県民税

- ① 道府県内に住所を有する個人
 - ② 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者
 - ③ 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するもののを通じて利子等の支払を受ける者
 - ④ 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの
 - ⑤ 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において道府県内に住所を有するもの
- ①の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、②の者に対しては均等割額によって、③の者に対しては利子割額によって、④の者に対しては配当割額によって、⑤の者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(2) 市町村民税

- (1)①及び②の道府県を市町村と読み替えた個人が納税義務を負う。
- 上記(1)②の者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに1つの納税義務があるものとして道府県民税を課する。

3. 賦課期日との関係（法39、318）

重要度◎

個人の住民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

4. 住所を有する個人 (法24②、294②～④)

重要度◎

(1) 原 則

道府県内（市町村内）に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、その道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2) 特 例

市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録している者とみなして、その者に市町村民税を課すことができる。

この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

上記により、市町村民税を課税された者に対しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、市町村民税を課税することができない。

5. 均等割及び所得割の意義

(法23①一・二・三の二・三の三・三の四、292①一・二)

重要度◎

- (1) 均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (2) 所得割とは、所得によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。
- (3) 利子割とは、支払を受けるべき利子等の額によって課する道府県民税をいう。
- (4) 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等の額によって課する道府県民税をいう。
- (5) 株式等譲渡所得割とは、特定株式等譲渡所得金額によって課する道府県民税をいう。

6. 用語の意義

重要度○

- (1) 住所とは、納稅義務者本人の生活の本拠をいい、地方税法上その施行地を通じて1人1箇所に限る。
- (2) 事務所・事業所とは、それが自己の所有であると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、継続して事業が行われている場所をいう。
- (3) 家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある家宅をいい、それが自己の所有であると否とを問わない。常に居住しうる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しない。

1-2

個人住民税の非課税措置及び条例による減免

(非課税所得を除く)

[ランクA]

■趣旨■

住民税は、地域住民が行政に要する費用を負担することが基本であるが、担税力又は社会的立場を考慮して、一定の要件に該当する者については人的な非課税制度及び税負担の調整等の措置を設けている。

なお、天災・貧困等の特別の事情がある者に対しては、税負担を減額又は免除する趣旨から、市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。

1. 道府県民税及び市町村民税の非課税

(法24の5①②、295①②)

重要度◎

道府県及び市町村は、法の施行地に住所を有しない者を除き、次のいずれかに該当する者に対しては道府県民税及び市町村民税の均等割及び所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課すことができない。ただし、分離課税に係る退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に①に該当する者に対しては、退職所得の分離課税に係る所得割を課すことができない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2. 均等割の非課税（法24の5③、295③、令47の3）

重要度◎

- (1) 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者

市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が次の基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては均等割を課すことができない。

- ① 市町村の条例で定める金額は、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に、その条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
- ② ①の基本額として定める一定金額は、35万円の範囲内において35万円に、又は、①の加算額として定める一定金額は21万円を超えない範囲内において

21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに、その区分に応じてそれぞれ該当する総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

- (2) 道府県は、上記(1)の規定により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、市町村民税均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

3. 所得割の特例（法附3の3）

重要度◎

(1) 所得割の非課税

道府県及び市町村は、当分の間、道府県民税及び市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

(2) 所得割の調整

道府県及び市町村は、当分の間、上記(1)の非課税基準額が、当該納稅義務者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額から道府県民税及び市町村民税に係る外国税額控除までの税額控除適用後の所得割額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額を当該道府県民税及び市町村民税の所得割額であん分して得た額を、その納稅義務者の道府県民税及び市町村民税に係る調整控除の規定適用後（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除又は外国税額控除の適用がある場合には、その適用後）の所得割額から控除するものとする。

4. 条例による減免（法45・323）

重要度○

- (1) 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認められる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。
- (2) 市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納稅者に係る個人の道府県民税についても同じ割合によって減免されたものとする。

テーマ1　納税義務者等

1-3 個人住民税の均等割（納税義務・非課税を除く） [ランクB]

1. 意義（法23①一、292①一）

重要度○

均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税をいう。

2. 均等割の税率

重要度○

(1) 標準税率（法1①五）

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

(2) 道府県民税（法38）

標準税率 年額1,000円

(3) 市町村民税（法310）

標準税率 年額3,000円

(4) 上記(2)及び(3)の税率は、平成26年度から平成35年度までは、次の税率とする。

① 道府県民税 年額 1,500円

② 市町村民税 年額 3,500円

3. 均等割の税率の軽減（法311）

重要度◎

市町村は、市町村民税の納税義務者が次のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例に定めるところによって、軽減することができる。

① 均等割を納付する義務がある控除対象配偶者又は扶養親族

② ①に掲げる者を2人以上有する者

4. 住所を有する市町村以外に事務所等を有する道府県民税の納税義務（法24⑦）

重要度○

道府県は、道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして道府県民税を課する。

5. 賦課徵収

重要度◎

(1) 個人の道府県民税の賦課徵収の原則（法41）

個人の道府県民税の賦課徵収は、特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徵収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により当該市町村の個人の市町村民税の賦課徵収とあわせて行うものとする。

(2) 個人住民税の徵収方法

個人住民税の徵収方法には、普通徵収と特別徵収があり、給与所得者又は年金所得者に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徵収の方法により徵収する場合を除き、普通徵収の方法により徵収しなければならない。

テーマ1　納稅義務者等

(MEMO)

テーマ2

所得割の課税標準等

2-1 所得割の課税標準

[ランクA]

1. 所得割の課税標準の通則

(法32①②、23④、313①②、292④、法附34、35、35の2)

重要度○

(1) 前年所得課税主義

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額とする。

(2) 所得金額の算定方法

(1)の課税標準の金額は、下記2. の地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例によって算定するものとする。

(3) 所得税法等の引用

住民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合においては、特定のものを除きこれらの法令は、前年の所得について適用されたものをいうものとする。

2. 地方税法に定める所得割の課税標準

重要度◎

(1) 事業専従者 (法32③～⑦、313③～⑦、令7の5③、48の2の3)

① 青色事業専従者給与

イ 所得税の計算の例による場合（青色事業専従者給与に関する届出書を提出している場合）

所得税の青色申告書を提出する所得割の納税義務者の営む不動産所得・事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事する青色事業専従者が当該事業から青色事業専従者給与に関する届出書の記載に基づいて給与の支払を受けた場合には、所得税の計算の例によって当該事業に係る所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。

ロ 前記イ以外の場合

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたこと又は青色事業専従者を前年分の所得税につき控除対象配偶者または扶養親族としたことにより青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった所得割の納税義務者に係る青色事業専従者がその事業から給与の支払を受けた場合に

テーマ2 所得割の課税標準等

おいて、青色事業専従者給与額に関する事項を記載した住民税の申告書を提出しているとき及び住民税の申告義務がないときも、同様とする。

② 事業専従者控除

イ 所得割の納税義務者（青色申告者を除く。）が前記①の所得を生ずべき事業を経営している場合において、事業専従者があるときは、各事業専従者について次の（イ）及び（ロ）に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る所得の金額の計算上必要経費とみなし、かつ必要経費とみなされた金額（以下「事業専従者控除額」という。）は事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

（イ）配偶者である事業専従者86万円（その他の事業専従者50万円）

（ロ）当該事業に係る所得の金額（この規定の適用前）を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額

ロ 申告要件

この規定は、住民税の申告書に事業専従者控除額に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

（2）損失の繰越控除（法32⑧⑨、313⑧⑨）

① 青色申告者に係る純損失の繰越控除

所得割の納税義務者の課税標準を算定する場合において、前年前3年間に生じた純損失の金額は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の住民税について連続して申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の課税標準の計算上控除する。

② 上記①の適用のない者に係る純損失等の繰越控除

所得割の納税義務者の前年前3年内の各年において生じた純損失の金額のうちの繰越控除対象額又は雑損失の金額は、これらの損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の住民税の申告書を提出し、かつ、その後の年度分の住民税について連続して住民税の申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の課税標準の計算上控除するものとする。

③ 上記①及び②の損失の金額は、前年前に控除されたものを除く。

（3）給与所得者の特定支出の控除の特例（法32⑪、313⑪）

前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の特定支出の合計額が給与所得控除額を超える場合には、この適用を受ける旨等を記載した住民税の申告書が、明細書等を添付して提出されているときに限り、所得税法の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

テーマ2 所得割の課税標準等

(4) 特定配当等 (法32⑫、313⑪)

特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

(5) 特定株式等譲渡所得金額 (法32⑭、313⑯)

特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

(注) 上記(4)及び(5)の規定は、(4)及び(5)に掲げる所得の生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の申告書に、当該所得の明細に関する記載があるときは、当該所得の金額については、適用しない。

(6) 非居住者期間を有する場合 (令7の11、48の5の2)

前年中に非居住者であった期間を有する者の国内源泉所得に係る課税標準は、法又は法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法等の規定による総合課税に係る課税標準の計算の例によって算定するものとする。

(7) その他

① 少額配当 (措法8の5)

所得税の確定申告の際選択により申告不要とした少額配当を有する者に係る総所得金額は、その配当所得の金額を含めて算定するものとする。

② 特定中小会社の発行した株式 (特定株式) の取得に要した金額の控除等 (措令25の12・26の28の3)

特定株式を払込みにより取得した居住者は、一定の方法により、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その特定株式の取得に要した金額の合計額（この規定適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度とする。）を控除等する。

ただし、住民税では令附18（株式等の課税の特例）において、適用しないものとしている。

2-2**株式の配当に係る配当所得がある場合における個人の住民税の課税関係**

〔ランクB〕

■趣旨■

配当所得は総所得金額を構成し、総合課税を原則とするものであるが、課税技術上等の理由から特例が認められている。

1. 所得割の課税標準の通則

(法32、313、23、292、法附34、35、35の2)

重要度○

〔1〕前年所得課税主義

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、短期譲渡所得の金額、長期譲渡所得の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

〔2〕所得金額の算定方法

〔1〕の課税標準の金額は、下記の地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による計算の例によって算定するものとする。

〔3〕所得税法等の引用

住民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合においては、特定のものを除きこれらの法令は前年の所得について適用されたものというものとする。

2. 地方税法の取扱い

重要度◎

〔1〕少額配当所得（措法8の5）

所得税において確定申告の際選択により申告不要とした未公開株式に係る少額配当所得を有する者に係る総所得金額は、その配当所得の金額を含めて算定するものとする。

〔2〕道府県民税配当割（法32⑫⑬、71の27、71の28、71の29）

(1)① 配当割とは、支払を受けるべき特定配当等（上場株式に係る配当等で所定のものをいう。）の額によって課する道府県民税をいう。

② 道府県民税は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものに対しては、配

テーマ2 所得割の課税標準等

当割額によって課する。

- (2)① 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。
- ② 特定配当等のうち、国外特定配当等の支払の際に徴収される外国所得税額があるときは、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税額相当額を控除した後の金額とする。
- (3) 配当割の税率は3%（平成25年12月31日まで）とする。
- (4) 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。
- (5) (4)の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の申告書に、特定配当等に係る所得の明細に関する事項等の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- (6) 配当割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、特定配当等の支払をする者（国外特定配当等又は、上場株式の配当等である場合は、その支払を取り扱う者）を条例によって特別徴収義務者に指定し、当該特別徴収義務者は、その支払又は交付の際、配当割を徴収し、その翌月10日までに支払を受けるべき日現在の住所地道府県知事に納入申告書に計算書を添付して提出し、当該道府県に納入する義務を負う。

〔3〕上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例（33条の2）

道府県及び市町村は、当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の住民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある申告書を提出したときは、他の所得と区分し、前年中の上場株式等に係る配当所得の金額に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額の1.2%（市民税は1.8%）に相当する所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、配当控除は、適用しない。

3. 税額控除

重要度◎

（1）配当控除（法附5）

道府県及び市町村は当分の間、所得割の納稅義務者の前年の総所得金額のうちに、内国法人から受ける所得税法に規定する配当所得があるときは、当該配当所得の金額に次に掲げる割合を乗じて得た金額をその者の所得割の額から控除するものとする。

$$\text{道府県民税 } \frac{1.2}{100} \text{ 、市町村民税 } \frac{1.6}{100}$$

テーマ2 所得割の課税標準等

ただし、課税総所得金額等から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円をこえる場合には、当該配当所得の金額のうちそのこえる金額に相当する金額（その配当所得の金額がそのこえる金額に満たないときは、その配当所得の金額）については次に掲げる割合とする。

$$\text{道府県民税 } \frac{0.6}{100} \quad , \text{ 市町村民税 } \frac{0.8}{100}$$

(2) 外国税額控除（法37の3、314の8）

① 道府県及び市町村は所得割の納稅義務者が配当所得について外国の所得税等を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税の控除限度額を超える額があるときは、次に掲げる②の額を限度として当該超える金額をその者の所得割の額から控除するものとする。

② 控除限度額

イ 道府県民税……所得税控除限度額（以下「A」とする）に12%を乗じて得た金額

ロ 市町村民税……「A」に18%を乗じて得た金額

(3) 配当割額の控除（法37の4、314の9、法附5の2）

① 道府県及び市町村は、所得割の納稅義務者が住民税の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当の額について、配当割額を課された場合には、当該配当割額に5分の2（市民税は5分の3）を乗じて得た金額をその者の所得割の額から控除するものとする。

② ①の規定により控除されるべき額で所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、市町村は、その控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の①の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

テーマ2 所得割の課税標準等

2-3

非居住者期間を有する場合の住民税の課税 所得の範囲及び課税標準の算定の概要〔ランクB〕

1. 概要

重要度◎

賦課期日において、日本に住所を有する個人で前年中に非居住者期間を有する場合には、所得税では非居住者期間中に生じた国内源泉所得について国内に恒久的施設を有するか否か等に応じ総合課税又は分離課税に区分されるが、住民税ではすべて総合課税される。

2. 納税義務者

重要度○

- (1) 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。
 - ① 非永住者とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう。
 - ② 永住者とは、居住者のうち非永住者以外の個人をいう。
- (2) 非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

3. 課税所得の範囲

重要度○

納税義務者の課税所得の範囲は、その納税義務者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる所得をその者の課税所得とする。

- ① 非永住者以外の居住者……その者のすべての所得
- ② 非永住者……国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ又は国外から送金されたもの
- ③ 非居住者……国内源泉所得

4. 課税標準の算定

重要度◎

- (1) 前年中に非居住者であった期間を有する者の国内源泉所得に係る総所得金額等の課税標準は、法又は法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による総合課税に係る所得税の課税標準の計算の例によって算定するものとする。
- (2) 居住者期間内に生じた一定の所得（居住者期間のうちに非永住者期間があるときはその所得及びその期間内に生じた一定の所得）と、非居住者期間内に生じた一定の国内源泉所得を所得税の居住者の各種所得の金額の計算の規定に準じてそれ

テーマ2 所得割の課税標準等

ぞれ各種所得に区分し、その各種所得ごとに所得金額を計算する。

- (3) (2)の場合において給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得で居住者期間内と非居住者期間内の双方に亘って生じたものがあるときは、これらの所得に係る給与所得控除額、退職所得控除額又は山林所得、譲渡所得、一時所得の特別控除額の控除は居住者期間内と非居住者期間内に生じたこれらの所得を、それぞれ合算した所得について行う。
- (4) (2)の所得の金額 ((2)によって区分したとき各種所得のうちに同種の所得で居住者期間内と非居住者期間内に生じたものがあるときは、それぞれ各種所得の金額の合計額)を基礎として所得税の居住者の課税標準、損益通算及び繰越控除の規定に準じて総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額を計算するものとする。

テーマ2 所得割の課税標準等

(MEMO)

税理士受験シリーズ
2014年度版 43 住民税 理論マスター

発行日 2013年8月24日

初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05543P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。